



九運安危第28号の2
令和6年12月16日

関係団体 代表者 殿

九州運輸局長
(公印省略)

降積雪期における防災態勢の強化等について

平素から、運輸・観光行政に格別のご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
さて、国土交通事務次官から、別紙のとおり今季の降積雪期における防災態勢の強化等について通達が発出されました。

これから本格的な降積雪期を迎えるに当たり、国土交通事務次官通知を踏まえ、降積雪期における防災態勢について留意され、災害の防止について遺漏なく措置していただきますよう貴傘下会員に対し周知方よろしく申し上げます。



国官運安第109号
国水防第569号
令和6年12月5日

地方局長等 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

降積雪期における防災態勢の強化等について

貴職におかれては、冬期における防災対策について日頃から尽力されているところであるが、今般、中央防災会議会長（内閣総理大臣）より、「降積雪期における防災態勢の強化等について」（令和6年11月29日付中防災第32号）（以下、「中央防災会議会長通知」という。）が別添のとおり発出されたところである。

これから本格的な降積雪期を迎えるに当たり、中央防災会議会長通知及び別紙に掲げる事項を踏まえ、降積雪期における防災態勢について留意し、災害の防止について遺漏のないよう措置されたい。

また、近年の大雪による教訓を踏まえ、気象情報等を活用して、早期の体制の確保やきめ細かな情報提供等に努めるとともに、大雪時には関係機関との連携等により迅速かつ的確に応急対応を行うよう徹底されたい。

これらの施策の実施にあたっては、高齢者等の要配慮者や関連施設に十分配慮して対処するとともに、地方公共団体からの要請があれば、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣や除雪機材の貸与など協力されたい。

併せて、貴管内における所管施設に係る許可工作物等の管理者及び関係事業者に対しても、この趣旨を周知徹底されるようお願いする。



(別紙)

令和6年度降積雪期における防災態勢の強化についての留意事項

○防災体制の充実・強化関係

- ・気象・防災情報を把握し、災害発生または発生するおそれがある場合には、地方公共団体への情報提供を適時適切に行うとともに、リエゾン(情報連絡員)派遣による連絡調整、広域派遣も考慮した TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊) の派遣・受援に向けた調整、被害状況調査や除雪、技術的支援の実施等、迅速的確な対応に努めること。特に、普段雪害が少ない地域においては、早期の体制確保及び TEC-FORCE (リエゾンを含む) の迅速な派遣に努めること。
- ・情報連絡体制の整備並びに水防体制及び警戒避難体制整備の推進など災害の防止に努めること。

○国土政策関係

- ・雪下ろし等除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発・注意喚起や安全で円滑な雪処理体制の整備について、関係機関と連携し支援に努めること。

その際、国土交通省及び内閣府(防災担当)のホームページに、除雪作業中の事故対策のための啓発資料を掲載しているので、必要に応じ活用すること。

[国土交通省ホームページ]

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000139.html

[内閣府(防災担当)ホームページ]

<http://www.bousai.go.jp/setsugai/index.html>

○都市関係

- ・積雪等に対する公園施設の安全対策、除雪作業時の公園利用者に対する安全確保など、都市公園の安全管理に万全を期すこと。

○水管理・国土保全関係

- ・融雪出水や雪による河道埋塞等に伴い災害が発生するおそれがあることから、巡視・点検等による河川管理施設の適切な維持管理に努めること。
- ・河川内等の工事について、融雪出水のおそれがある中で施工することが特にやむを得ないものについては、「出水対策について」(令和6年5月17日付 国水防第23号 水管理・国土保全局長通知)等を参考に、適切な措置を講じること。
- ・雪崩、土砂災害等が発生するおそれがあることから、巡視及び点検等を実施のうえ、必要に応じて雪害防止のための措置を講じることにより、砂防関係施設等の維持管理の強化に努めること。
- ・融雪に伴う土砂災害の発生のおそれのある場合は、住民、地方公共団体、関係機関等に迅速に伝達するとともに、国民の目線でわかりやすい情報発信により注意喚起すること。ま

- た、前兆現象が発生する場合もあるため、そのことについては住民への周知に努めること。
- ・ 冬期風浪による高波等の影響により、災害が発生するおそれがあることから、巡視・点検等による海岸保全施設の適切な維持管理に努めること。
 - ・ 許可工作物等の施設被害が発生した際には、速やかに施設管理者から河川管理者又は海岸管理者へ情報連絡を行うよう連絡体制の確保に努めること。
 - ・ 地域住民等による雪下ろしの円滑化を図るため、河川敷における雪捨て場の確保について、関係機関と連携し支援に努めること。
 - ・ 多量の降積雪が予想される時には、停電に備え、水道施設及び下水道施設の自家発電設備及び燃料の確保状況を確認すること。
 - ・ 需要者に対する水道凍結への注意喚起や凍結防止に関するきめ細やかな広報活動や情報提供のほか、管路、配水池の監視等による被害状況の早期把握に努めること。
 - ・ 下水道施設を活用した消融雪施設について、十分機能を発揮するよう、点検等を行うこと。

○道路関係

- ・ 本格的な降雪期の前に、関係機関で大雪時に実施する事項（タイムライン）の具体的な対応を改めて確認・共有するとともに、必要に応じて訓練を行うなど、関係機関が連携して的確な行動が取れる体制の構築に努めること。あわせて、大雪時における管轄外の異なる道路管理者との広域的な連携を想定した連絡体制を確認すること。
- ・ 他の道路管理者等と連携して、大雪時に予防的な通行止めを実施する区間及び定量的な通行止めの目安をあらかじめ設定し、所要の除雪機械等の確保並びに適切な配置を行って、初動期に迅速に除排雪作業を行うよう努めること。また、大規模な立ち往生の発生のおそれがある場合には、立ち往生が発生しやすい箇所への除雪機械の事前配置のほか、車両待機所、資機材、燃料等の確保のため、関係機関及び民間企業との災害時における協定の締結、他の地域から資機材の派遣をする等、除雪体制の強化や広域除排雪支援及び受援の体制構築に努めること。
- ・ 各出先機関や委託業者も含め、除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制及び復旧体制について、再確認及び徹底を図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図ること。
- ・ 雪崩等の危険箇所の状況について、専門家の協力を得るなどにより点検を行うとともに、危険防止のため必要と認めるときは直ちに事前通行規制の措置を執るなど、迅速かつ適切に対応すること。
- ・ 平常時から関係機関と連携し、降雪時には、スタッドレスタイヤを装着するとともに、チェーンの早期装着やスコップ・砂等の携行を行うよう呼びかけた上で、気象予報、路面の状況、降雪状況等を勘案して、各都道府県警察と道路管理者が緊密に連携の上、現地での車両の確認措置を含むタイヤチェーン装着指導等の実施に努めること。
- ・ 降積雪期においては、気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。）や道路における降雪状況を適切に把握するとともに、情報連絡本部を立ち上げるなど関係道路管理者等で共有する体制を構築し、道路の除雪等を安全かつ適切に行うこと。

- ・特に、集中的な大雪等において大型車の立ち往生等が発生又は発生するおそれがある場合においては、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、引き続き流入する交通による更なる立ち往生車両等の発生を防止するため、大雪に関する緊急発表を行い、ドライバー等に出控え、広域迂回等を促すとともに、他の道路管理者及び各都道府県警察と連携の上、躊躇なく、高速道路と並行する国道等を同時に通行止めすることや通行止め目安の強化による早期の通行止めを実施することも含め、計画的・予防的な通行止め措置を行い、集中的な除雪作業に努めること。
- ・立ち往生が発生した場合には、AI 画像解析技術を用いた交通障害検知などの新技術の活用に加え、正確性に留意しつつ SNS などの情報も参考にした効率的な状況把握に努めるほか、滞留者の安否確認・救出等を行うための情報を含め、関係機関と必要な情報を正確かつ迅速に共有すること。また、通行止め予測等の情報提供や、広域迂回及び需要抑制の呼びかけを、内容を具体化して繰り返し実施するとともに、道路情報提供装置や SNS 等を活用するなど道路利用者等に対する適時適切な情報提供に努めること。
- ・降積雪によって立ち往生車両や放置車両が発生した場合の対応については、その管理する道路において、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要性がある場合には、必要に応じて災害対策基本法第 76 条の 6 の規定を活用して、迅速に立ち往生車両の移動等の措置を講じること。
- ・車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、道路管理者と地方整備局や地方運輸局等を中心とする関係機関が連携のうえ支援体制を構築し、地方公共団体や民間企業の協力も含め滞留車両への救援物資の提供や必要に応じた避難所への一時避難の支援など滞留車両の乗員の安全確保に努めること。
- ・集中除雪後は、気象情報や降雪状況等を踏まえ早期開放に努めること。

○住宅関係

- ・公共賃貸住宅における雪害防除に係る維持管理体制の強化、空家所有者等への除雪の働きかけや代執行等による大雪により倒壊のおそれがある空家等の除却等によって、災害の防止に努めること。克雪住宅の整備等の対策に取り組むよう努めること。
- ・緩勾配の鉄骨造屋根の建築物、膜屋根の建築物、カーポート、アーケード、老朽化した木造住宅等の点検・補修に努めるよう広く呼びかけること。

また、特に、災害時の避難所に指定される体育館等の防災拠点施設の管理者に対して、当該施設の設計時に想定した積雪荷重及び積雪に係る構造関係規定についての既存不適格の有無を把握した上で、積雪荷重に対して構造耐力上の余裕が少ないと判断される建築物については、降雪及び降雨に関する気象情報等（大雪警報相当規模の降雪が見込まれ、かつ、大雪後の降雨により積雪による荷重が一層増す場合等、概ね建築基準法に定める積雪荷重に相当する重量分を超えることが予想される場合等における降雪等に関する気象庁からの注意喚起を含む。）も参考として、設計時に想定した積雪荷重と屋根の積雪の状況を勘案し、必要に応じて使用停止等の措置を講ずるよう、注意喚起を行うこと。

○鉄道関係

- ・ 気象情報の適時把握と除雪体制の整備などによる的確かつ迅速な除雪の実施、降雪による倒木や架線切断などを想定した障害防止策の実施などにより、輸送の安全に万全を期すこと。
- ・ 大雪や暴風雪等が見込まれる場合においては、路線の特性に応じて計画運休を検討し、旅客の安全確保に努めること。また、急な降雪状況の変化が生じた場合においては、列車が駅間に停止することのないよう、必要に応じて運転を見合わせる等、適時適切な対応を実施すること。「10年に一度」等、普段と異なる予報が発せられた際には特に、対策本部の前広な設置、計画運休等の十分な検討、分岐器融雪器の使用などの事前の備えを十分に行うこと。
- ・ 長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底すること。この際、降車誘導のリスクと乗客を車内で待機させるリスクを勘案すること。特に、混雑等により著しく車内環境が悪化する恐れがある場合は、誘導員の確保や列車の小移動等、必要な措置を適切に講じた上で、一定の時間を目安に希望する乗客に対する降車誘導を行うこと。
- ・ 乗客救出にあたっては、救出を優先すべき乗客や自ら避難可能な乗客から順次救出することを含め、あらゆる手段を講じること。また、状況に応じ、警察、消防、自治体等の関係機関に支援を要請すること。さらに、救出終了まで乗客に対し、具体的な情報提供を適時適切に行うこと。
- ・ 乗客の救護や旅客の一時滞在施設への受け入れ等に関し、自治体等の関係機関と状況に応じた要請手順・内容について予め具体化しておく等、協力体制を強化しておくこと。また、これらの対応が見込まれる際には、旅客への対応が見込まれる関係機関に対し迅速かつ幅広く支援を要請すること。
- ・ 列車の運行が困難となった場合であっても、可能な限り旅客への便宜を図るとともに、バスによる代替輸送等緊急時の輸送対策に万全を期すこと。
- ・ 訪日客・障害者を含む鉄道利用者等に対し、計画運休や復旧の見通し等について適時適切な情報提供を行うこと。

○物流・自動車関係

- ・ 気象情報や道路における降雪状況を適時把握し、輸送の安全確保に万全を期すとともに、鉄道輸送が困難な場合のバスによる代替輸送等緊急時の輸送対策に万全を期すこと。
- ・ 運送事業者に対し、降雪時には、スタッドレスタイヤを装着するとともに、チェーンの携行又は装着の徹底を指導すること。
- ・ 大雪などの異常気象により、運送に支障を来すことが予め予想される場合には、関係機関と連携し、運送事業者や荷主に対して、輸送のスケジュールやルートの変更の検討などの呼びかけを行うこと。

○海事関係

- ・ 気象情報や港湾施設の状況等を適時把握し、降雪による視界不良及び冬季における強風、高波等に対する船舶の安全な運航管理に万全を期すこと。

○港湾関係

- ・ 冬期における降雪・強風・高潮・高波等の影響により、災害が発生するおそれがあることから、安全性に十分配慮しながら巡視・点検等を実施し、港湾施設及び海岸保全施設の適切な維持管理と運営に努めること。
- ・ 気象情報や降雪・波浪状況等を適時把握し、港湾管理者・海岸管理者及び関係各機関と連携を図りつつ、事故及び災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう、万全を期すこと。
- ・ 特に、近年の集中的な大雪による教訓を踏まえ、臨港道路において大型車の立ち往生等が発生するおそれがある場合、通行止め措置や除雪作業等により交通への影響を最小限におさえられるよう、関係者間の連絡体制及び復旧体制について再確認し、徹底を図ること。
- ・ 実際に立ち往生車両や放置車両が発生した場合の対応については、その管理する道路において、緊急通行車両の通行を確保する必要がある場合には、必要に応じて災害対策基本法第76条の7の規定を活用して、迅速に立ち往生車両の移動等の措置を講じること。
- ・ 港湾区域・海岸保全区域内の許可工作物等に被害が発生した際には、速やかに施設管理者から港湾管理者・海岸管理者へ情報が伝達されるよう、連絡体制の確保に努めること。
- ・ 内陸部に雪捨て場を確保できない場合、関係機関と連携し、港湾内の水面等の活用を検討すること。

○航空関係

- ・ 気象情報や降雪状況を適時把握し、空港の基本施設等の積雪対策を講じて、定期便等の安定運航及び安全運航に万全を期すこと。
- ・ 大雪等により空港アクセスに支障が見込まれるおそれがある場合は、アクセス事業者を含む関係機関との情報共有、連携を強化するとともに、多言語によるSNS等を活用した空港アクセス等に関する情報提供を適宜適切に実施すること。
- ・ 空港内に滞留した旅客等に対して非常用物資が行き届くよう、備蓄体制を十分確保すること。

○観光関係

- ・ 気象情報や降雪状況を適時把握するとともに、訪日外国人旅行者への適切な情報発信に努めること。
- ・ ホテル・旅館施設に被害が発生した場合は、速やかに状況を確認するとともに、施設側からも速やかに報告するよう連絡体制の確保に努めること。